

「地方自治法」改定！その内容とは？ 池上洋通先生に学ぶ会が開催されます。



開催日／2024年11月17日(日)
開場 13:30 開会 13:45
会 場／青木会館 コミュニティルーム (川口市青木3-3-1)

2024年6月に自民・公明・維新により「地方自治法」の改訂が強行採決されました。「地方自治法」は市町村や都道府県が地域住民のためにどのように運営されるべきかを定めた法律であり、住民が市長や知事、議員を選挙で選ぶことや、地域の運営に関わる住民参加の仕組みについても定めています。これにより、地域の自治が尊重され、住民が生活に身近な政策に影響を与えることが可能となっているのですが、改定により大規模災害や感染症の拡大時に、内閣の判断のみで国が地方自治体に対して指示を出せる特例が設けられました。改定の目的は何なのか？憲法と「地方自治法」改定について、講師をお招きし学ぶ会が開催されます。

講師の池上洋通氏は、日本の地方自治の専門家で、平和や社会正義に関する研究や提言活動でも知られています。近年は、軍備拡大や安全保障政策に関する議論に積極的に参加し、特に「平和構想研究会」のメンバーとして、国際社会における日本の立場や地域の平和構築に関する意見を発信しています。同研究会では、戦争の抑止力に頼らない平和外交の推進や、地方自治体の役割についても深く議論しています。

池上洋通先生の講演会は、地域社会や平和構築について深く考える貴重な機会です。皆さまの暮らしにも関わる大切なテーマを共に考える場ですので、ぜひ足を運んでいただければと思います。

お問い合わせ
川口市民のための明るい市政をつくる会(埼玉土建川口支部内)
電話 048-262-8000



金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

2024年11月10日 No.1766
日本共産党川口市議会議員団
川口市前川2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

知っ得情報 マイナンバーカードの 保険証利用登録解除(紐付解除)手続きについて

マイナンバーカードの保険証利用をしているかたが、マイナ保険証ではなく資格確認書の使用を希望する場合は、利用登録解除の手続きが必要です。

※有効期限内の保険証をお持ちの場合、有効期限まではお手元の保険証を利用できるため、資格確認書は発行されません。

●川口市の国民健康保険に加入しているかた

問:マイナ保険証の利用登録解除の受付は？

答:国民健康保険課の窓口において令和6年11月1日より受付を開始します。

※支所、行政センター等では受付できません。

問:持ち物は？

答:マイナンバーカード、保険証、委任状(別世帯のかたが代理で手続きを行う場合)

※利用登録の解除を受付後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、約2か月程度かかります。

●【後期高齢】マイナ保険証の利用登録の解除手続きについて

マイナンバーカードの保険証利用をしているかたのうち、利用登録の解除を希望されるかたは、手続きが必要です。

問:対象となるのは？

答:後期高齢者医療制度に加入しているかたのうち、マイナ保険証を所持しており、利用登録解除を希望するかた

問:手続き開始日は？

答:令和6年11月1日からです

問:申請受付場所は？

答:高齢者保険事業室(市役所第一本庁舎2階2番窓口)です(各支所・各駅前行政センターは受付不可)

問:持ち物は？

答:マイナンバーカード、後期高齢者医療被保険者証

※後期高齢者医療被保険者証について、すでに破棄してしまったなど、お持ちでないかたはその旨を窓口で申し出ください。

日本の災害医療の変遷と現状、課題を学ぶ

全国国自治体病院経営都市議会協議会 第18回地域医療政策セミナー

10月30日に第18回地域医療政策セミナーが開催されました。毎年、先刻の自治体病院をもつ都市の議会が集まって開催されています。今年は、厚生労働省医政局の大臣官房審議官を務める森真弘氏が「能登半島地震を踏まえて～災害時の医療体制の構築と今後の地域医療の維持、確保への課題～」と題して講演が行われました。

日本の災害医療体制は1995年の阪神淡路大震災を機に整備が始められ、当初は救急医療と災害医療の違いもない状況の中、大震災で多くの病院が機能しなかった経緯から、災害拠点病院の整備や災害派遣医療チーム（DMAT）の要請が始まりました。

平成23年の東日本大震災ではDMATの活動が約12日間で383隊（1852人）になりました。東日本大震災での対応から、災害拠点病院の機能やDMATの運用整備に加え、新たに中長期の医療提供体制が課題となり、災害医療コーディネーターの配置と被災者のトラウマや不安への対応にDPAT（災害派遣精神科医療チーム）の養成が進められ、平成28年の熊本地震では、病院のBCP策定、ライフラインの確保、その後の新型コロナウイルス感染症のパンデミックから、DMAT・DPAT・災害支援ナースが「災害・感染症医療業務従事者」として位置づけられました。令和3年の豪雨災害からは災害医療体制の中に保健医療に加え福祉分野が追加され、より柔軟な連携ができるよう情報管理や各医療や福祉サービスの措置を適用できるように変遷してきています。また、能登半島地震では自治体からの支援要請の前にプッシュ型で支援するようになっており、ドクターヘリや医療コンテナの活動もあったとのこと。

一方で、今後の発災が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震での災害医療体制は、想定される被災自治体を除くと、まだ十分な数ではなく今後も要請が不可欠で、さらに被災時に支援を受け入れることができるように平時から備えておくことも重要です。

能登半島地震では、もともと高齢化率の高い過疎地域で災害が発生しました。その



際、大規模な住民避難を実施した結果、4つあった歯科診療所が1つに減ってしまい、これからは人口減少や高齢化の状況を加味した医療計画が必要であるとのことでした。特に医師の偏在化が顕著になっていて、2040年に向けた新たな地域医療構想を検討して行く中で、病院の機能分化だけでなく、在宅医療や介護との連携など地域医療提供体制全体について課題となります。災害時の体制を含め、病院の統廃合や一方的な自治体への指示ではなく、地域医療が守られるように、地域の実態にあった議論が行われるようにすべきです。

第6次川口市総合計画の策定に向け 第1回川口市総合計画審議会が開かれました

10月29日に川口市総合計画審議会が開かれ、川口市長から川口市総合計画審議会に諮問がされました。審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画（本市の将来の総合的かつ基本的な施策に関する基本構想及び基本計画）の策定に関する基本的事項について調査審議を進めていきます。審議会開催スケジュールは、令和7年9月頃にパブリックコメントを実施し、11月初旬に答申を行い、令和8年4月実施に向け審議を進める予定です。

第1回は、東京大学大学院法学政治学研究科教授の金井利之氏より「総合計画について」勉強会が開かれたのち、審議会の進め方、第6次川口市総合計画の構成や社会情勢の変化について、今後の審議会日程について確認されました。

川口市総合計画の構成は3層構造とし、基本構想（本市が目指すべき将来像及びその実現に向けて取り組む施策の方向性を定めたもの）、基本計画（基本構想を実現するための施策を体系的に定めたもの）、実施計画（基本計画における施策を実現するために実施する具体的な事業を定めたもの）とすること、計画期間は、基本構想は10年間（令和8～令和17年度）、基本計画は5年間で前期基本計画（令和8～令和12年度）と後期基本計画（令和13～令和17年度）、実施計画は3年間ごとに見直しをすること。また、川口市総合計画書の組み立て（案）として、（1）アフターコロナ（2）少子高齢化・人口減少社会の進行（3）外国人住民の急増（4）脱炭素社会の実現（5）DXの進展（6）子ども子育て政策の推進（7）地域産業の変化（8）自然災害の頻発・激甚化（9）地域共生社会の実現について等、資料の説明が行われ、第2回審議会において検討を進めることが確認されました。